

名古屋市産後ケア事業実施要綱

（目的）

第 1 条 名古屋市産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）は、出産後 1 年以内の母親及び乳児に対して、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安を軽減し、安心して育児ができるよう子育て支援の一助とする。

（実施主体及び対象者）

第 2 条 実施主体は名古屋市（以下「市」という。）とする。ただし、宿泊による支援（以下「宿泊型」という。）または日帰りによる支援（以下「通所型」という。）は、第 3 条に定める事業者に委託することができる。

また、訪問による支援（以下「訪問型」という。）は、第 4 条に定める事業者に委託することができる。

2 産後ケア事業の対象は、原則、市内に住所を有する出産後 1 年以内の母親と当該出産により出生した 1 歳以下の子で産後ケアを必要とする者（以下「対象者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象から除外する。

(1) 対象者のいずれかが感染症疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している

(2) 母親に入院加療の必要がある

(3) 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

2 前項のほか、母子健康手帳の交付を受けた後に流産を経験し当該交付の日から 1 年以内の者（以下「流産を経験した者」という。）、または死産を経験し当該死産の日から 1 年以内の者（以下「死産を経験した者」という。）は訪問型のみ対象者とすることができる。ただし、その者が妊婦である場合を除く。

3 前 2 項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に定める養育里親、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 1 条の 36 に定める専門里親、同法第 6 条の 4 第 2 号に定める養子縁組里親、及び同法施行令第 1 条の 39 に定める親族里親（以下「里親」という。）は、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の 1 歳の誕生日まで対象者とすることができる。

（宿泊型及び通所型委託事業者）

第 3 条 宿泊型または通所型を委託できる事業者は、市内及び市に近接する愛知県内の市町村にある次の各号に掲げる要件をいずれも満たす、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

(1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師等を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

また、宿泊型を実施する場合は、対象者の入院の受入れが可能であること。

(2) 対象者 1組あたり 6.3㎡以上の、宿泊型または通所型を提供するための個室が確保されていること。ただし、通所型においては、対象者 1組あたり 6.3㎡以上の固定型のパーテーション等によりパーソナルスペースを確保するかたちでの提供でも可能とする。

(3) 宿泊型を実施する場合は、入浴施設を有すること。

(4) 産後ケア事業の実施時間内においては、産後ケア事業に従事できる助産師を 1 名以上配置すること。

(5) 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

(6) 食事の提供ができること。

(7) 宿泊型を実施する場合は、第 5条第 1号に規定する支援内容が提供できること。

(8) 通所型においては第 5条第 2号に規定する支援内容が提供できること。

(9) 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が施設内外で実施できること。

(10) 市との適切な連絡体制が確保できること。

2 前項第 2号及び第 3号の設備は、産後ケア事業専用の設備であることを要しない。

(訪問型委託事業者)

第 4条 訪問型を委託できる事業者は、市内及び市に近接する愛知県内の市町村にある次の各号に掲げる要件をいずれも満たす医療法（昭和23年法律第 205号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

(1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

(2) 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

(3) 第 5条第 3号に規定するサービスが提供できること。

(4) 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が実施できること。

(5) 市との適切な連絡体制が確保できること。

(支援内容)

第 5条 対象者に対し、次の各号に掲げる支援内容（以下「サービス」という。）を実施するものとする。なお、サービスの詳細については別に定めるものとする。

(1) 宿泊型

対象者を宿泊させ、別表 1の区分に基づくサービスの提供により、対象者への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(2) 通所型

対象者を日帰りで施設利用させ、別表 1の区分に基づくサービスの提供により、対象者への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(3) 訪問型

対象者の自宅を訪問し、別表 1の区分に基づくサービスの提供により、対象者への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(サービス提供者)

第 6条 前条に規定するサービスは、原則として助産師が実施するものとする。

(利用期間)

第 7条 サービスの利用期間は、原則、出産後（死産の日を含む。） 1年以内とする。ただし、流産を経験した者については、母子健康手帳交付日から 1年以内とする。

2 サービスの利用限度は、前項の期間内において、第 5条各号に掲げるサービスの利用日数を合算して 7日を限度とする。

(利用の申請)

第 8条 産後ケア事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書（第16号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 流産を経験した者 母子健康手帳の交付日が記載された書類

(2) 死産を経験した者 医療機関が証明している死産日が記載された書類

(3) 里親 自治体が発行している要保護児童の里親であることを証明する書類

2 前項の規定による申請は、申請者が妊娠32週目以降から行うことができるものとする。ただし、流産を経験した者については、流産を経験した日以降申請を行うことができるものとする。

(利用承認及び通知)

第 9条 市長は、前条第 1項の規定に基づく申請があったときは、申請者が第 2条に規定する対象者に該当することを確認の上、利用の承認を決定する。

2 市長は、承認を行った場合は、名古屋市産後ケア事業利用承認決定通知書（第17号様式）により、速やかに申請者に通知するとともに、利用券（別記様式）を交付する。

3 市長は、承認を行わなかった場合は、申請者に対し、名古屋市産後ケア事業利用不承認決定通知書（第18号様式）により通知するものとする。

(利用方法)

第10条 前条第 2項で利用承認をされた申請者（以下「利用者」という。）が産後ケア事業を利用する場合においては、第 3条及び第 4条に定める委託事業者（以下「委託事業者」という。）へ直接申し込みをするものとする。

- 2 委託事業者はサービスの提供開始前に利用者に連絡し、その利用に係る説明及び必要な調整等を行わなければならない。
- 3 利用者は利用当日のサービス利用前に母子健康手帳を提示するとともに利用券を委託事業者へ提出するものとする。
- 4 委託事業者は利用券に記載された母子健康手帳番号、利用者氏名及びその他利用にあたって必要な事項を確認するものとする。
- 5 利用者は、サービスを利用する日程を変更し、又はサービスの利用を中止する場合は、当該利用日の前日の正午までに、委託事業者に連絡しなければならない。
- 6 利用券の使用は 1日 1枚とする。

(利用者の自己負担額)

第11条 利用者は、別表 2に掲げる利用者の自己負担額（以下「利用料」という。）を負担するものとし、サービスの利用終了時に直接委託事業者に支払うものとする。

- 2 申請者及び配偶者が市民税非課税又は生活保護受給者である場合は、市民税非課税証明書又は生活保護を受給していることを証する書類を市長に提出することにより別表 2に掲げる区分Ⅰを適用する。ただし、申請者及び配偶者が市民税非課税又は生活保護受給者であることを証するための情報閲覧に同意し、本市において市民税非課税又は生活保護受給者であることが確認できる場合は、利用料の適用にあたり、書類の提出を要しない。
- 3 委託事業者は、利用者から日程の変更又は中止する場合の連絡が、利用日の前日の正午までになかった場合に限り、別表 3に掲げる額を利用者からキャンセル料として徴収することができる。

(利用料の変更)

第12条 利用者は前条第 1項に規定する利用料を変更する場合は、名古屋市産後ケア事業変更申請書（第19号様式。以下「変更申請書」という。）に利用券のうち未利用分を添えて市長に提出するものとする。ただし、別表 2に掲げる区分Ⅰの適用を受けようとするものは前条第 2項を準用する。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用料の変更の承認を決定する。
- 3 市長は、承認を行った場合は、名古屋市産後ケア事業変更承認決定通知書（第 20号様式）により速やかに利用者に通知するとともに、変更後の利用券を交付するものとする。
- 4 市長は、承認を行わなかった場合は、申請者に対し、名古屋市産後ケア事業変

更不承認決定通知書（第21号様式）により通知するものとする。

（不正使用等）

第13条 利用者は、交付を受けた利用券を不正に使用し、または他人に譲渡・貸与してはならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反し、かつ、それに伴う利用券の使用があったときは、当該使用に係る利用料の全部または一部を利用者に請求することができる。

（利用券の返還）

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用券の返還を命じることができる。

- (1) 利用券を不正に使用したときまたは使用させたとき
- (2) 不正な使用のため、利用券を改ざんまたは複製したとき
- (3) 不正な使用のため、利用券（複製を含む。）を、交付を受けた妊婦以外の者が所持したまたは所持させたとき

（利用券再交付の禁止）

第15条 利用券は、再交付しない。

（取消）

第16条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段で利用承認決定を受けたとき
- (3) 委託事業者に対して非行があったとき
- (4) その他市長が利用を不適當と認めたとき

2 市長は、前項の規定により利用を取り消した場合は、名古屋市産後ケア事業利用承認取消決定通知書（第22号様式）により、当該利用者に通知するものとする。

（委託料）

第17条 市長は別表 4に掲げる利用にかかる総額から第11条に定める利用料を控除した額を委託料として委託事業者へ支払うものとする。

2 市長は利用者が 2人以上の多胎児とともに宿泊型または通所型を利用した場合は、別表 5に掲げる額を委託料として委託事業者へ支払うものとする。

3 委託事業者は、この事業の収支の経理状況を明らかにするよう努めなければならない。

4 キャンセルにより、サービスの実施がされなかった日の委託料は発生しない。

(実施結果の報告)

第18条 委託事業者は、支援を終了後、育児不安が大きい、養育力の心配があるなど継続して支援が必要な利用者がいた場合は、名古屋市産後ケア事業実施結果連絡票（第23号様式）を作成し、市長に報告するものとする。

(委託料の請求)

第19条 委託事業者は、第17条に定める委託料について、毎月、名古屋市産後ケア事業委託料請求書（第24号様式）に名古屋市産後ケア事業月別利用報告書（第25号様式）及び利用者より回収した利用券を添付し、当月分を翌月10日までに市長に請求するものとする。

(委託料の支払)

第20条 市長は、前条の規定に基づく委託料の請求を受けた時は、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、別途締結する委託契約に基づき支払を行うものとする。

(研修の実施)

第21条 委託事業者は、産後ケア事業に従事する実施担当者に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質向上に努めるものとする。

(事業内容の改善)

第22条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、委託事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 産後ケア事業を実施するために必要な研修その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正後においても、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 8月23日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市産後ケアモデル事業実施要綱の規定は、平成30年 6月 1日以降の利用者負担額から適用し、同年 5月以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業実施要綱の規定に基づいて提出されている名古屋市産後ケアモデル事業利用申請書兼情報提供等同意書は、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に名古屋市産後ケアモデル事業実施要綱の規定に基づいて作成されている様式は、当分の間修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 寡婦控除のみなし適用の廃止については、令和 3年 6月分の利用者負担額から適用し、同年 5月分以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 1月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいて提出されてい

る申請書等は、この要綱による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7年10月 1日から施行する。
- 2 第 8条、第 9条並びに第10条第 1項、第 2項及び第 5項に規定する利用の申込み等にあたっては、令和 7年 9月 1日から開始するものとする。
(準備行為)
- 3 第 3条第 1項及び第 4条第 1項に定める委託事業者を選定その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 1

産後ケア事業サービス内容

区分	サービス内容		利用日数
宿泊型	原則として、入所時間は 10 時、退所時間は退所日の 16 時とし（1泊 2日 30 時間）、1泊 2日につき 4 食の食事及び右欄に掲げるサービスを提供する。	・産婦の身体的ケア ・産婦の心理的ケア ・乳房ケアや授乳の指導 ・乳児の体重や排泄、発育発達のチェック、沐浴やスキンケアなどの指導 ・自宅での子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 ・育児相談 ・その他必要とする保健指導	1 回の分娩につき、宿泊型、通所型、訪問型の利用日数を合算して 7 日まで ※流産、死産を経験した者は、訪問型を 7 日まで ※利用券の利用は 1 日 1 枚まで
通所型	原則として、実施時間は 9 時から 18 時の間で 6 時間とし、1 食の食事及び右欄に掲げるサービスを提供する。		
訪問型	原則として、訪問時間は 9 時から 18 時までの間で 90 分とし、右欄に掲げるサービスを提供する。		

別表 2

利用料

階層区分		利用料（1 日あたり）		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	母親及び配偶者が生活保護受給者 または市民税非課税の者	0 円	0 円	0 円
II	I 以外の者	3, 520 円	2, 360 円	1, 560 円
(備考) 1 階層区分 I の「市民税非課税の方」は、申込時の年度（4月から 5月に申込する場合は前年度）の個人市民税が母親及び配偶者ともに非課税の場合とする。 2 階層区分 I の「生活保護受給者」は申請時時点で生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を母親及び配偶者ともに受けている者とする。				

別表 3

キャンセル料

区分	金額
宿泊型	3, 520 円
通所型	2, 360 円
訪問型	1, 560 円

別表 4

産後ケア事業 利用にかかる総額

区分	単価
宿泊型	1 日あたり 27,270 円 (※)
通所型	1 日あたり 18,180 円
訪問型	1 日あたり 12,000 円

(※) 1 日とは 0 時から 24 時とする。

別表 5

多胎児加算

区分	加算額
宿泊型	1 日あたり 7,000 円
通所型	1 日あたり 7,000 円